

佐賀県規則第19号

SAGAサンライズパーク条例施行規則の一部を改正する規則

SAGAサンライズパーク条例施行規則（平成31年佐賀県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
区分		使用に供する期間	使用に供する時間	区分		使用に供する期間	使用に供する時間
陸上競技場（陸上競技場及び補助競技場）	陸上競技場	略		陸上競技場	略		
	補助競技場			補助競技場			
アリーナ（メインアリーナ及びサブアリーナ）		1月4日から12月28日まで（1月につき1日を除く。）		アリーナ（メインアリーナ及びサブアリーナ）		1月4日から12月28日まで（1月につき1日を除く。）	午前9時から午後9時まで
体育館（大競技場、小競技場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、体操場、トレーニング室及び研修室）		略		体育館（大競技場、小競技場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場、体操場、トレーニング室及び研修室）		略	
略				略			

附 則

この規則は、SAGAサンライズパーク条例（平成31年佐賀県条例第9号）附則第2項の規則で定める日から施行する。